

秋田市予防接種健康被害救済制度における受診証明書記載マニュアル

- ・ 予防接種健康被害救済制度で、必要となる書類一覧です。
- ・ 請求の際、受診証明書、診断書および診療録等について、医療機関等にご対応いただく必要があります。

請求方法と必要書類

健康被害救済給付の請求は、健康被害を受けたご本人やそのご家族の方が、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に行います。

請求には、予防接種を受ける前後のカルテなど、必要となる書類があります。必要な書類の種類は、申請内容や状況によって変わりますので、市町村にご相談ください。

請求に必要な書類	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金 遺族年金 遺族一時金	葬祭料
請求書	●	●	●	●	●
受診証明書	●				
領収書等	●				
診断書		●	●		
死亡診断書、死体検案書等				●	●
埋葬許可証等					●
接種済証、母子健康手帳等	●	●	●	●	●
診療録等	●	●	●	●	●
住民票		●		●	
戸籍謄本、保険証等		●		●	●

(※) 請求に必要な書類の様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

左表は、国リーフレットから抜粋しています。
リーフレットの全体版は下記からご確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000912784.pdf>



受診証明書の書き方について 1

様式2-(1)

予防接種健康被害救済制度
受診証明書
(医療費・医療手当請求用)

① 氏名	①	男	②	生年月日	②	年	月	日	
③ 現住所	③								
④ 申請に係る症状又は疾病の名称 <small>※下記(注)3参照</small>	④								
⑤ 医療を受けた日数	⑤	入院日数	年月分	年月分	年月分	年月分	年月分	年月分	
		外診日数	日	日	日	日	日	日	日
⑥ 患者負担額	⑥	医療費							円
		内訳							円
⑦ 予防接種後副反応疑い報告 <small>(予防接種法に基づく)</small>	⑦	報告日	令和	年	月	日	○副反応疑い報告制度について		
		※疾病が副反応疑い報告の基準に該当する場合は、医療機関から(独)医薬品医療機器総合機構への報告が必要です。						<input type="checkbox"/> 医師等 副反応疑い	<input type="checkbox"/> 副反応疑い報告受付サイト
上記のとおり、申請に係る医療を行ったことを証明します。									
⑧	⑧	医療機関の名称							印
		所在地							
		開設者の氏名							

(A4)

(注)

- この受診証明書は、厚生労働大臣への予防接種健康被害認定申請手続きのためのものです。
- ①～③の欄は、医療を受けた者の氏名、性別、生年月日及び現住所を記入してください。
- ④の欄は、予防接種健康被害救済制度の申請に係る症状又は疾病の名称を記載してください。(申請に係る疾病等(検査病名、増悪のない基礎疾患等)は記載しないでください。)
※適当な名称がない場合には、症状を簡潔に記入してください。
- ⑤の欄は、疾病について、医療を受けた日数を1か月ごとに入院実日数及び入院外診療実日数別に記入してください。
- ⑥の医療費の欄は、医療機関に支払った額を記入し、その内訳として特殊医療費分(免疫学的諸検査であって、医療保険対象外)及び医療保険等の自己負担相当額を記入してください。
- ⑦予防接種後副反応疑い報告は、予防接種法第12条第1項の規定に基づき、医師等が定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が一定の症状を呈していることを知った場合に、厚生労働省に報告しなければならない制度です。

次のすべての項目について、記載をお願いします。

- ① 医療を受けた者の氏名および性別
- ② " 生年月日
- ③ " 現住所
- ④ 申請に係る症状又は疾病の名称
 - ・ 適当な名称がない場合、「～の疑い」と記載する等、症状を簡潔に記入してください。
 - ・ 医師が当該ワクチン接種との因果関係があると証明している必要はありません。
 - ・ 薬局で証明いただく場合も、疾病名の記載は必要です。わからない場合は、処方箋を作成した医療機関へ確認してください。
- ⑤ 医療を受けた日数 3 ページに掲載
- ⑥ 患者負担額 4 ページに掲載
- ⑦ 予防接種後副反応疑い報告（予防接種法に基づく）の報告日
 - ・ 該当がない場合は記載不要です。
- ⑧ 証明日、医療機関の名称、所在地および開設者の氏名

受診証明書の書き方について2 (⑤医療を受けた日数)

記載例①

		R6年4月分	R6年5月分	R6年6月分	R6年7月分	R6年8月分	R6年9月分	R6年10月分
⑤ 医療を受けた日	入院外 診療実日数	2日	3日	1日	1日	2日	2日	2日
	入院日数	8日						
		医療費						

記入欄が
不足する
場合

記載例②

		年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分
⑤ 医療を受けた日	入院外 診療実日数	日	日	日	日	日	日
	入院日数	日	日	日	日	日	日
		医療費					

「受診証明書
(別紙) .xlsx」
をご使用くださ
い。

- ・医療手当は月を単位として支給されますので、月別の受診・入院日数が必要です。
- ・日数の記載欄が不足する場合、別紙を添付することは可能です。受診日数の欄に別紙参照とし、月単位の日数が記載された表を作成ください。
- ・別紙の場合、押印は不要ですが用紙ごとに医療機関名称の記載をお願いします。
- ・同日に通院・入院がある場合は入院1日として計上してください。

受診証明書の書き方について3 (⑥患者負担額)

「⑥患者負担額」の欄は、医療を受けた者が医療機関に支払った額を記入し、その内訳として特殊医療費分（免疫学的諸検査であって、医療保険対象外）および医療保険等の自己負担相当額を記入してください。

<b style="color: red;">記入例 ⑥ 患者負担額	医 療 費			
	※① = ② + ③			
	① 6,000 円			
内 訳				
特 殊 医 療 費 分	② 0 円	医 療 保 険 等 自 己 負 担 額 分	③ 6,000 円	

差額ベッド、薬の容器、
文書料等の保険適用外
のものは対象外です。
食事療養費標準負担額
は給付の対象です。

対象となる医療費（ただし、健康保険等の療養に要する費用の額の算定方法の例による医療に限る）

- ・ 診療
- ・ 薬剤または治療材料の支給
- ・ 医学的処置、手術およびその他の治療ならびに施術
- ・ 移送
- ・ 居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護

受診証明書の書き方について 4 (⑥患者負担額) 続

特殊医療費分とは、免疫学的諸検査であって医療保険対象外の医療をいいます。各検査の上限額は以下のとおりです。

種類	具体的な内容	上限額	種類	具体的な内容	上限額
リンパ球(T細胞及びB細胞)サブポピュレーション測定	免疫担当細胞であるT細胞及びB細胞を分離同定するための検査であって、Eロゼットの検査、表面免疫グロブリンの検査及びEACロゼットの検査が含まれる。	10,000 円	免疫学的血清検査	体液性免疫に関する抗体及び補体を産生する細胞の検査である。	
リンパ球機能検査	細胞性免疫に関与するリンパ球の刺激物質に対する反応性を測定するための検査である。		抗A、抗Bその他の既存抗体の抗体価測定及び活動免疫能試験	既存抗体の検出及び抗原刺激による抗体価の測定によって抗体産生能の障害を調べるものであり、既存抗体として同種血球凝集素価(抗A及び抗B抗体)の測定及びフラゼリンポリマー等の負荷による活動免疫能の検査が含まれる。	15,000 円
リンパ球培養試験	リンパ球の幼若化を起こす物質を添加して培養を行い、リンパ球の機能障害を調べるものであってPHA(Phytohemagglutinin)、PWM(Poke weed mitogen)及びLPS(Lipopolysaccharide)に対する反応が含まれる。	10,000 円	補体成分測定	免疫反応を強化する各種補体成分C1～C9の定量が含まれる。	25,000 円
マクロファージ遊走阻止試験	感作されたリンパ球が抗原物質の存在下で産生するマクロファージ遊走阻止因子の測定によって細胞性免疫を検査するものである。	10,000 円	免疫学的白血球検査	生体の免疫機構において抗原情報の取込みに関与する白血球の機能を調べる検査であって白血球の抗原への遊走能 (Chemotaxis Random mobility) 貪食能 (Phagocytosis)、細胞内殺菌能及びNBT還元検査が含まれる。	15,000 円
免疫学的唾液検査	唾液について免疫に関与する因子(特に分泌型IgA)の検査を行うものであり蛋白分画測定、免疫電気泳動検査及び免疫グロブリン測定が含まれる。	10,000 円			

【参考資料】

- 『予防接種健康被害救済制度について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html



- リーフレット『予防接種後健康被害救済制度について』

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000912784.pdf>



- 『疾病・障害認定審査会 (感染症・予防接種審査分科会、感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会)』

(令和元年9月27日～令和6年6月10日まで)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-shippei_127696_00001.html



- 『疾病・障害認定審査会 (感染症・予防接種審査分科会、感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会)』

(令和6年6月17日以降)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-shippei_127696_00006.html

